

岩手県告示第822号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和3年12月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 処分をした年月日 令和3年11月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 村松設備工業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 釜石市松原町一丁目5番10号

ウ 代表者の氏名 村松ゆきえ

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-2）第3539号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年11月18日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

2(1) 処分をした年月日 令和3年11月22日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 高橋建築

イ 主たる営業所の所在地 北上市町分3地割74番地1

ウ 代表者の氏名 高橋一幸

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第7173号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年11月22日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。